

一般財団法人 日本産業技能教習協会 技能講習・特別教育 受講料改定(予定)一覧表
 (各種作業主任者技能講習、安全衛生管理スタッフ向け講習分)

講習名、コース	H25年3月開催講習まで					H25年4月開催講習より				
	受講料 (税込)	教材費 (税込)	郵送 手数料	支払総額 (税込)		受講料 (税込)	教材費 (税込)	支払総額 (税込)	郵送手数料を 考慮した差額	
足場の組立て等作業主任者技能講習 通常	12,000	1,600	600	14,200	→	12,600	1,600	14,200	0	
足場の組立て等作業主任者技能講習 免除A	9,000	1,600	600	11,200	→	9,450	1,600	11,050	-150	
足場の組立て等作業主任者技能講習 免除B	8,000	1,600	600	10,200	→	8,400	1,600	10,000	-200	
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 通常	12,000	1,900	600	14,500	→	12,600	1,900	14,500	0	
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 免除A	9,000	1,900	600	11,500	→	9,450	1,900	11,350	-150	
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 免除B	8,000	1,900	600	10,500	→	8,400	1,900	10,300	-200	
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 通常	12,000	1,800	600	14,400	→	12,600	1,800	14,400	0	
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 免除A	9,000	1,800	600	11,400	→	9,450	1,800	11,250	-150	
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 免除B	8,000	1,800	600	10,400	→	8,400	1,800	10,200	-200	
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 免除C	10,000	1,800	600	12,400	→	10,500	1,800	12,300	-100	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 通常	17,000	2,500	600	20,100	→	17,850	2,500	20,350	250	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 特例A	10,000	2,500	600	13,100	→	10,500	2,500	13,000	-100	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 特例B	10,000	2,500	600	13,100	→	10,500	2,500	13,000	-100	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 特例C	12,000	2,500	600	15,100	→	12,600	2,500	15,100	0	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 特例D	12,000	2,500	600	15,100	→	12,600	2,500	15,100	0	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 免除E	8,000	2,500	600	11,100	→	8,400	2,500	10,900	-200	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 免除F	8,000	2,500	600	11,100	→	8,400	2,500	10,900	-200	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 通常	18,000	2,100	600	20,700	→	18,900	2,100	21,000	300	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 免除	15,000	2,100	600	17,700	→	15,750	2,100	17,850	150	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 特例	12,000	2,100	600	14,700	→	12,600	2,100	14,700	0	
有機溶剤作業主任者技能講習	12,000	1,680	600	14,280	→	12,600	1,680	14,280	0	
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	12,000	1,680	600	14,280	→	12,600	1,680	14,280	0	
安全衛生推進者養成講習	15,750	0	600	16,350	→	15,750	0	15,750	-600	
職長教育	19,950	0	600	20,550	→	19,950	0	19,950	-600	
職長・安全衛生責任者教育	21,000	0	600	21,600	→	21,000	0	21,000	-600	

*H25年4月以降は、再交付手続き以外にかかる郵送手数料は廃止となります。

*上記の受講料改定については、使用教材が変更になる、当協会事情等により改定時期が遅れる等の、改定内容の変更の可能性もございます。
 万一変更があった場合、講習お申し込み後に差額の精算が必要になる場合があることを、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

*フォークリフト運転技能講習等の、主として就業制限に係る技能講習、特別教育の受講料改定については、別紙をご参考下さい。